

令和4年度復興支援活動推進業務に係る企画提案募集要領

この要領は、「令和4年度復興支援活動推進業務」に係る業務受託候補者を選定するための企画提案の募集に関して必要な事項を定める。

1 募集事項

(1) 案件名

令和4年度復興支援活動推進業務

(2) 事業目的

本業務は、復興の完遂に向けて県内の復興支援活動を推進するため、復興の進捗状況を踏まえた被災地域の実状や、県内市町が設置する復興支援員（以下「復興支援員」という。）が活動する上での課題を把握し、その解決のためのアドバイザー派遣、研修の実施及び関係者間の交流機会の提供等により、復興支援員の活動が円滑に実施されるよう支援するもの。

(3) 業務内容

「令和4年度復興支援活動推進業務仕様書」のとおり

(4) 委託期間

契約締結の日から令和5年3月31日まで

(5) 委託上限額

12,133,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

なお、この金額は契約金額の限度額を示すものであり、県がこの金額で契約することを約束するものではない。

2 応募資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）第1項及び第2項の規定に該当しない者であること。

(2) 企画提案参加申込者の属する地方公共団体の地方税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

(3) 「宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成20年11月1日施行）」別表各号に規定する措置要件に該当する者でないこと。

(4) 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条に規定する政治団体に該当しない者であること。

(5) 宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条に規定する宗教団体に該当しない者であること。

(6) 「令和4年度復興支援活動推進業務仕様書」で定める業務について、十分な業務遂行能力を有し、適正な執行体制を有すること及び本県の指示に柔軟に対応できること。

3 スケジュール

令和4年7月6日（水） 企画提案募集開始

令和4年7月6日（水）～7月11日（月）午後5時 質問受付期間（電子メールによる）

令和4年7月13日（水） 質問への回答（復興支援・伝承課ホームページ）

令和4年7月20日（水）午後5時 企画提案書提出期限（必着）

令和4年7月下旬 プレゼンテーション審査

令和4年7月下旬 審査結果発送予定

令和4年8月上旬 契約締結

4 応募手続

(1) 応募方法

提出書類を、11に記載の提出先へ電子メールにより提出すること。（提出期限必着）

(2) 提出書類

イ 企画提案提出書（様式第1号）

ロ 企画提案書（任意様式。5の記載に留意の上作成すること。）

ハ 企画提案応募資格に係る宣誓書（様式第2号）

ニ 概算見積書（任意様式。項目別積算内訳の概要を示すこと。）

ホ 国・県・市町村・学校等行政機関発注の同種・類似業務の受託実績（任意様式）及び契約書写し

(3) 提出期限

令和4年7月20日（水）午後5時（必着）

(4) 提出部数

各1部

5 企画提案書の作成及び記載上の留意事項

(1) 企画提案書の様式

イ A4版縦を原則とする。ただし、資料の作成上A3版を利用した方が確認しやすい場合はA3版の使用を可とする。

ロ ページ数は、表紙及び目次を除いて20ページまでとする。

ハ 文字のサイズは11ポイント以上とする。

(2) 企画提案書の記載事項

企画提案書には、仕様書の内容を踏まえ、おおむね下記の事項を記載するほか、応募者としてのアピールポイントを明記するよう努めること。

イ 仕様書6(1)及び(2)に掲げる業務ごとの実施体制、スケジュール及び業務の効果向上のための創意工夫

ロ 仕様書6(3)に掲げる復興支援活動の推進に繋がる独自提案

ハ 全体の実施体制及びスケジュール

ニ 本業務により収集する個人情報の取扱方針(過去の業務において個人情報を取り扱った実績がある場合は、当該業務における個人情報の処理実績)

6 質問の受付け及び回答について

(1) 質問の提出方法

イ 提出書類

質問書（様式第3号）

ロ 提出方法

電子メール（受付期間必着）

ハ 受付期間

令和4年7月6日（水）から令和4年7月11日（月）午後5時まで

(2) 質問に対する回答方法

質問に対する回答は、本県公式ウェブサイトの復興支援・伝承課のホームページに質問者の名を伏せた上で掲載する。

ただし、参加資格に関することや、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案事項

に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。なお、質問の内容によっては回答しない場合もある。

7 業務委託候補者の決定

(1) 選定方法

県が設置する令和4年度復興支援活動推進業務プロポーザル方式等選定委員会（以下「選定委員会」という。）においてプレゼンテーション審査を実施し、評価基準（別表）の評価項目毎に設定された配点に基づき、委員による採点及び協議により行う。審査は、提出書類及びプレゼンテーションの総合評価により審査し、各委員の評価点の総数が満点の6割以上となった提案者のうち、各委員の1位票を最も多く獲得した提案者1者を業務委託候補者とする。ただし、審査の結果、1位票を最も多く獲得した企画提案者が複数いる場合は、各委員の評価点を合計した総合点が高い者を業務委託候補者とし、総合点が同じ場合には、参考見積書記載の見積金額が低い者を業務委託候補者とする。さらに、見積もり金額が同じ場合には、くじ引きにより業務委託候補者を決定する。

なお、応募者が1者のみであった場合は、各委員の評価点の総数が満点の6割以上となった場合に、業務委託候補者として決定する。

(2) 企画提案者が5者を超えた場合の第一次審査及び結果通知

本業務に企画提案しようとする事業者が5者を超えた場合は、「令和4年度復興支援活動推進業務プロポーザル方式等選定委員会設置要領」に基づき、企画提案書の第一次審査を行い、審査終了後、すべての企画提案者に対し、電子メールにて選定結果を通知する。また、上位5者に対してはプレゼンテーション審査日程を併せて通知する。

なお、一次審査を実施しなかった場合は、全ての応募者に対し、プレゼンテーション審査日程等を書面にて通知する。

(3) プレゼンテーション審査

イ 実施日時

令和4年7月下旬（日程等詳細については、別途応募者に通知する。）

ロ 実施場所

別途応募者に通知する。

ハ 実施時間

25分以内（提案説明15分以内、質疑応答10分以内）

ニ 出席者

3名以内

ホ その他

（イ） 応募時の提出書類に基づいた内容とし、追加の提案や資料配付は認めない。

（ロ） パソコンやプロジェクター等の機材の使用は認めない。

(4) 審査結果通知及び公表

審査結果については、応募者全員に文書により通知するほか、「入札結果等の公表要領（平成20年4月1日施行）」に基づき、選定結果を公表する。

(5) 業務受託候補者の辞退等

次の場合は、業務受託候補者の選定を取り消し、7(1)による評価点数の合計が次点の者を業務受託候補者とする。

イ 業務受託候補者が辞退した場合

ロ 業務受託候補者が2の応募資格を有していないことが判明した場合

ハ 8に定める仕様内容に係る宮城県と業務受託候補者の協議が不調となった場合

8 委託契約の締結

委託する業務仕様は、仕様書及び企画提案された内容を踏まえ、県と業務受託候補者が協議の上決定することとする。

9 失格事由

- (1) 故意に選定委員会委員に接触する等審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (2) 提出書類に記載されている文字の判読が困難である場合又は文意が不明である場合
- (3) 本実施要領等に従っていない場合
- (4) 2件以上の企画提案書を提出した場合
- (5) その他企画提案者として適切でない行為をしたと委員会が判断した場合

10 その他留意事項

- (1) 応募に要する費用は、全て応募者の負担とする。
- (2) 提出された書類の差し替え、変更及び取り消しは認めない。
- (3) 提出された書類は返却しない。
- (4) 応募を取り下げの場合は、速やかに取下願（様式第4号）を提出すること。

11 問い合わせ及び提出先

宮城県復興・危機管理部復興支援・伝承課震災復興支援班

住 所：〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8番1号

電 話：022-211-2424

E-mail：denshoh@pref.miyagi.lg.jp